

横須賀市地域猫活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）の理念の下、飼い主のいない猫を地域住民が地域猫として管理することにより、猫を原因とする生活環境が損なわれている事態を改善することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 所有の意思のある特定の者の管理下にある猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 特定の飼い主のない、地域で放らしている猫をいう。
- (3) 地域猫 飼い主のいない猫のうち、生活環境の保全及び動物愛護の精神に基づく地域住民の認知の下、餌の管理、ふん尿の始末、避妊去勢手術の実施、猫の識別等の地域のルールに基づき、地域社会と共生するものをいう。
- (4) 地域猫活動 主として地域住民が主体となり飼い主のいない猫を地域猫として適正に管理し、共生しながら一代限りの寿命を全うさせてその数を減らしていくことを目的とする活動をいう。
- (5) 地域猫活動団体 複数の地域住民で構成される地域猫活動を行う団体（同一世帯の地域住民のみで構成される団体を除く。）をいう。
- (6) 手術 卵巣のみ若しくは卵巣及び子宮又は精巣を摘出する避妊去勢手術をいう。

(地域猫活動団体の活動内容)

第3条 地域猫活動団体の主な活動内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 地域猫活動の周知及び浸透に関する事項
- (2) 地域猫活動に関する合意形成に関する事項
- (3) 管理する地域猫の適正な飼養及び苦情処理に関する事項
- (4) 管理する地域猫の手術のための保護に関する事項
- (5) 地域猫の新たな所有者を探す活動に関する事項
- (6) 飼い猫の適正な飼養についての普及及び啓発に関する事項

(地域猫活動団体への支援)

第4条 本市は、地域猫活動団体に対し、次の各号に掲げる支援を行う。

(1) 地域の合意形成への支援

(2) 地域猫活動に係る啓発資料の提供及び説明

(3) 手術の実施(第6条の規定により登録された地域猫活動団体の管理する猫に限る。)

2 市長は、地域猫活動団体の管理する地域猫が、適切に管理されていないと判断した場合は、改善されるまで前項の支援を取りやめるものとする。

(登録申請等)

第5条 地域猫活動団体は、地域猫活動を行おうとするときは、地域猫活動登録申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 管理猫一覧表(第2号様式)

(2) 地域猫活動団体の構成員の住所、氏名及び電話番号(構成員が4人以上いる場合に限る。)

(3) 付近の見取図、餌場、トイレの設置場所等の図面

2 前項の申請書は、地域猫の管理数が15頭未満の場合にあっては2名以上、15頭以上の場合にあっては3名以上の連名としなければならない。

3 地域猫活動団体は、地域猫活動の地域に含まれる町内会又は学区内に居住し、実際に猫の管理が可能な世帯の異なる住民が、地域猫の管理数が15頭未満の場合にあっては1名以上、15頭以上の場合にあっては2名以上含まれていなければならない。

(地域猫活動団体の登録)

第6条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、適合すると認めるときは地域猫活動団体の登録をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たしていない場合であっても、猫の管理上支障がないと市長が認めた場合は、地域猫活動団体の登録ができるものとする。

(1) 飼い主のいない猫について、適正に餌の管理及びトイレの設置等のふん尿の始末ができていないこと。

(2) 猫を管理している者の名前、活動内容、管理している猫の写真等が、自

治会の会合や回覧等で周知されていること。

(3) 飼い猫について、屋内飼育、手術の実施、所有者の明示並びに終生飼養についての普及及び啓発が地域においてなされていること。

(4) 猫の生息状況の把握がなされていること。

(変更の届出)

第7条 前条の規定により登録された地域猫活動団体（以下「登録地域猫活動団体」という。）は、次に掲げる事項に変更があった場合には、速やかに、地域猫活動登録変更届（第3号様式）を提出するものとする。

(1) 代表者

(2) 団体名

(3) 活動人数

(4) 猫の管理について（市長が認める軽微なものを除く）

(廃止の届出)

第8条 登録地域猫活動団体はその活動を廃止し、または解散した場合は、速やかに、地域猫活動廃止届（第4号様式）を市長に提出するものとする。

(登録の取消し)

第9条 市長は、登録地域猫活動団体が次のいずれかに該当したときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録地域猫活動団体が、第6条の要件を満たさなくなり、猫の管理に支障があると市長が判断した場合

(2) 登録地域猫活動団体が、地域猫を適切に管理できていない状態で、改善が見込めないと市長が判断した場合。

(3) その他市長が登録の取消しが必要であると認めた場合

2 前項の規定により登録を取り消したときは、登録取消通知書(第5号様式)により、当該団体に通知するものとする。

(手術の実施)

第10条 登録地域猫活動団体は、飼い主のいない猫を地域猫として管理するために動物愛護センターで手術をしようとするときは、不妊手術申請書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、手術の日時を指定し、登録地域猫活動団体に通知するものとする。

- 3 登録地域猫活動団体は、前項の規定により通知を受けたときは、指定された日時に、地域猫を動物愛護センターに搬入し、及び引き取りにくるものとする。

(活動状況の記録等)

第11条 登録地域猫活動団体は、活動経過や苦情の対応状況を活動記録書(第7号様式)に記録するものとする。

- 2 登録地域猫活動団体は、市長から報告を求められた場合は地域猫活動報告書(第8号様式)に活動記録書を添えて提出するものとする。

- 3 登録地域猫活動団体は、市長が現地調査を行う場合は、調査に協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 号様式（表）（第 5 条第 1 項関係）

地域猫活動登録申請書

年 月 日	
(あて先) 横須賀市長	
住 所 代表者 氏 名 電話番号 住 所 氏 名 電話番号 住 所 氏 名 電話番号	
団体名	
活動地域	
活動人数	
管理している猫の数	
地域猫のことで問合せがあった場合は、構成員の住所、氏名、電話番号を伝えることを承認します。 氏名	

第1号様式（裏）

(1) 猫の管理について

餌やりを行っている場所	
餌やりを行っている人数・時間及び後片付けの人数・時間	
トイレの設置場所	
ふんの処理を行っている人数・時間	
(備考)	

(2) 地域住民への周知、理解を得ることについて

(備考)

(3) 地域の飼い猫への啓発について

(備考)

(事務処理欄)

第 2 号様式（第 5 条第 1 項関係）

管理猫一覧表

地域猫活動団体名				
番号	種類	毛色	性別	特徴等
			雄・雌	不妊手術（未・済）

第3号様式（第7条第1項関係）

年 月 日

（あて先）横須賀市長

届出者 氏 名
住 所 〒

電話番号

地域猫活動団体登録変更届出書

横須賀市地域猫活動支援事業実施要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1 団体名		
2 活動地域		
3 変更事項 <input type="checkbox"/> 団体名 <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 活動人数 <input type="checkbox"/> 猫の管理の方法	新	
	旧	
4 変更年月日	年 月 日	
5 変更理由		

備考 猫の管理の方法を変更する場合は、その方法を明らかにした書類を添付すること。

（事務処理欄）

第 4 号様式（第 8 条第 1 項関係）

年 月 日

（あて先）横須賀市長

届出者 氏 名
住 所 〒

電話番号

地域猫活動団体登録廃止届出書

地域猫活動を廃止したので、横須賀市地域猫活動支援事業実施要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 団体名	
2 活動地域	
3 廃止年月日	年 月 日
4 廃止の理由	
5 備考	

（事務処理欄）

--

第 5 号様式（第 9 条第 2 項関係）

年 月 日

様

横須賀市長

地域猫活動団体登録取消し通知書

横須賀市地域猫活動支援事業実施要綱第 9 条の規定により地域猫活動団体の登録を取り消します。

記

1 団体名	
2 活動地域	
3 取消し年月日	年 月 日
4 取消しの理由	
5 備考	

（事務処理欄）

第 6 号様式（第 1 0 条第 1 項関係）

不妊手術申請書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

地域猫活動団体名

住 所

申請者 氏 名

電話番号

横須賀市地域猫活動支援事業実施要綱第 9 条に基づき、下記の猫の手術の実施を申請します。不妊手術を実施するにあたり、裏面の内容について理解し、同意したうえで、手術中及び術前術後の猫の死亡等不測の事態については、横須賀市や手術者に対してその責任は一切問いません。

	種類	毛色	性別	特徴	保護した場所
1			雄・雌		
2			雄・雌		
3			雄・雌		
4			雄・雌		
5			雄・雌		

（事務処理欄）

手術同意書

- (手術名) 猫の不妊手術
- (手術内容) 卵巣のみ若しくは卵巣及び子宮、又は精巣を摘出します。また手術済みであることを示す個体識別の措置（耳をV字型にカットする。）を行います。
- (手術の危険性) 全身麻酔を行う手術であるため、リスクを伴います。高齢になるほど手術の負担が大きくなります。メスの場合、発情中や妊娠中に手術をする場合は、出血が多くなる危険もあり、体への負担が大きくなるため、衰弱したり死亡することがあります。また、野良猫は外部寄生虫、ウイルス感染症などの病気を持っている可能性があるため、保護・入院によるストレスや手術に起因して、発症し死にいたることがあります。
- (手術に際して) 手術日前12時間は餌や水を与えないでください。全身麻酔をかけて手術した際、嘔吐し、気管を詰まらせる危険があります。
- (その他の事項) 猫の搬入日、搬出日、術後の投薬等手術に関することは動物愛護センターの指示に従ってください。

第7号様式（第11条第1項関係）

活動記録書

地域猫活動団体名		
活動年月日	活動内容	対応者

第 8 号様式（第 1 1 条第 2 項関係）

地域猫活動報告書

年 月 日

地域猫活動団体名		
代表者	住所	電話
	氏名	
活動地域		
活動人数		
管理している猫の数		
餌やりを行っている場所		
餌やりを行っている時間・人数		
トイレの設置数、場所		
ふんの処理を行っている時間・人数		
町内会等での回覧・説明等		
活動上の問題点等		